



山口大学の知的財産の無料開放等で地域を元気に

I. 山口大学の新たな施策

山口大学の創基200周年を契機に、山口大学の知的財産の「**無料開放**」や「**山口大学マーク**」の推奨等により、研究成果の活用を促し、社会貢献を推進し、地域の活性化を支援する(本施策の実施は平成27年10月1日からとする)。

II. 施策の概要

- ①無料開放は、知的財産(特許, 実用新案, 意匠等)で公開済みの大学単独出願(独占的实施契約のない)案件や, 共有権者の実施の意向がない案件で, 無料期間は許諾から5年以内(但し大企業は3年以内)とする。
- ②無料開放期間においては, (申請手続きにより)実施料は無料とする。
- ③山口大学の**研究成果を用いて実施(事業化)した**, 優良の製品やサービスに対し, 山口大学オリジナルのマーク(登録商標)を「**山口大学推奨マーク**」として, 無料で使用を許可(申請手続き及び審査により)する。

Ⅲ. 施策の背景

①大学運営の指針とされる各種法律(国立大学法人法, 教育基本法, 学校教育法等)に示された「**大学は, 研究成果を広く社会に提供することにより, 社会の発展に寄与する**」という理念を確かなものにする具体策が, 今日特に求められている。

②大学からの技術移転は, 社会に対する投資と言われている。しかしながらこれまで大学は, 投資をしたら直ちに収益を得ようとし, 「種をまく端からその成長を待たずに収穫しようとする」と指摘されて来た。

世の中の健全な投資には, 熟成・成長を待つ一定の期間が必要である。無料開放期間はすなわち「**投資が熟成し成長する期間**」である。この期間を設けることにより, 企業がリスクと感じている技術導入へのチャレンジを促すことができる。そして, 事業の目鼻がついた時点で, 無理のない実施契約に移ることから, 企業と大学の良好なバランスの取れた信頼関係の構築が期待できる。

③山口大学で生み出された知的財産(特許, 実用新案, 意匠等)の中で, 大学単独出願案件は, 企業に活用を勧めても, 自社にとって有効な技術か否かの見極める前に, まず契約(有料実施許諾契約等)の締結が求められ, 導入に躊躇しているうちに, 審査請求期間を徒過し(みなし取り下げ), 消滅してしまうことが散見されていた。また共有権者の実施の意思のない案件は, いわゆる凍結休眠状態となり, 利用されないまま消滅していることから, その有効活用策が求められている。

そこで, これらの案件が円滑に活用が図れるスキームを整備することにより, 社会貢献を推進し, ひいては地域の活性化を支援することを目指すものである。

IV. 無料開放の条件

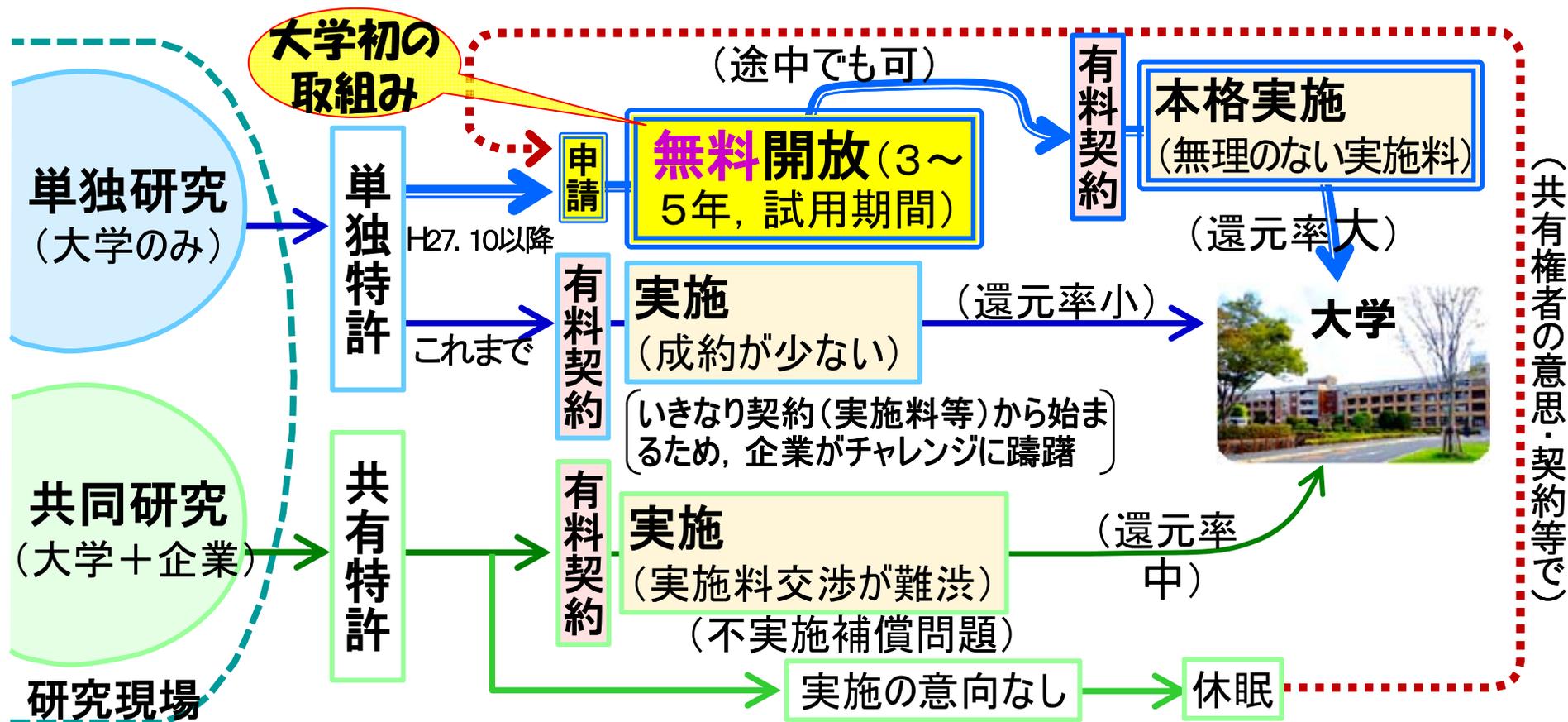
- ①無料開放は、平成27年10月1日から開始し、対象とする知的財産は、企業と独占的契約がされていない大学単独案件で、発明者から無料開放の了解を得たもの、あるいは、共有案件で共有権者の実施の意思がなく(休眠特許状態等)、了解を得た案件とする。
- ②無料期間： 同意書締結日より5年間(大企業は3年間)
6年次(大企業は4年次)以降も継続使用する場合には、実施契約(有料)を結ぶことができる。
- ③使用形態： 通常実施権契約となるので、申請者が複数の場合には共同使用となる。他に実施権保有者が存在しない場合には、独占的实施権契約(有料)を結ぶこともできる。但し、独占的实施を希望の際に、他の通常実施権保有者が存在する場合は、その通常実施期間終了日までは、独占的实施権契約の締結はできない。
- ④申請者の義務： 申請者には、権利化に要する費用の一部を御負担頂く(中小企業(含個人)25万円, 大企業50万円, 山口TLO会員(中小企業)及び大学発ベンチャーは無料)。同意書締結日から1年以内にお支払い頂く。なお、1年以内に実施を止めた場合には、負担金はない。
但し、特許権が成立しなかつたり消滅した場合でも、上記負担金の返還はない(ちなみに本学の特許登録率は80%以上を確保している)。
- ⑤実施権の締結案件であっても、特許審査は行政や司法の判断に委ねることから、特許権の成立を100%保証するものではない。

V. 本施策の効果

- ①本学知的財産審査委員会の審査基準の一つに「審査請求は実施契約が締結できた案件に対して行う」があり、実施契約締結が為されていない場合には、審査請求できずに消滅することが、大学の単独出願案件に散見されていた。また、共同出願案件であっても、共有特許権者に実施の意向が無いため、そのまま凍結されてしまうのも少なくない。そこで、これらを無料開放することにより、企業との接触の機会が増え、日の目を見る可能性が期待できる。
- ②地方総合大学は、今や**新成長戦略**や**地方創生事業**において、これらの拠点としての役割を担っていくことが期待されている。本施策を通じて**山口大学の意思(志)**を広く世間に伝えることができる機会にもなる。
- ③大学の財政状況がひっ迫している状況下、特許の運営に費やされる経費を少しでも軽減しながら、知的財産を活用した**産業界との効率的で継続的な連携**が期待できる。
- ④一般に目にしやすい製品等にマークが付されることにより、大学の研究成果の報知が図れ、大学の社会貢献のアピールが可能となる。

【創基200周年記念 山口大学オープンイノベーション事業と地方の創生】

施策1: 山口大学の知的財産の無料開放

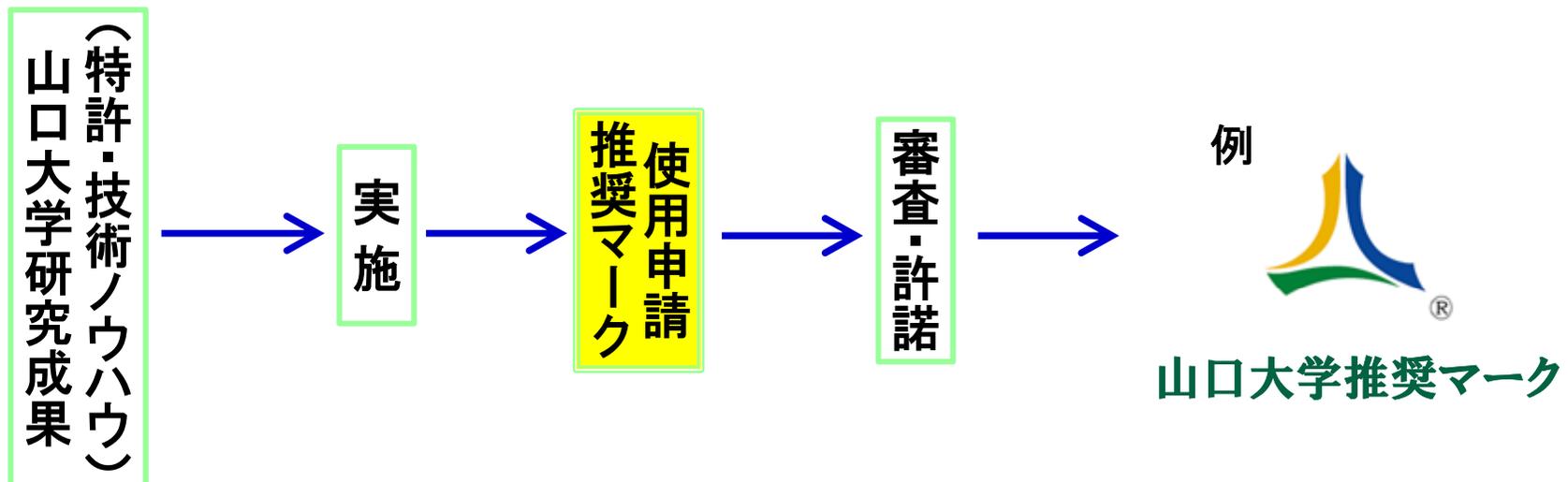


- 実施料: **無料** ※但し、権利化に要する費用の一部を申請から一年以内に支払うことで、無料期間満了まで実施可能。中小企業は実費の半額(但し、山口TLO会員の中小企業、大学発ベンチャーは無料)。
- 開放対象: 大学単独(未契約)案件で、発明者の了解したもの、又は共有権者が了解した休眠特許案件
- 開放期間: 知的財産権の公開後、申請から5年(大企業は3年)

施策2:山口大学マークの使用許諾制度の創設

施策の概要

山口大学の**研究成果を用いて実施(事業化)した優良の製品やサービス**に対し、山口大学オリジナルのマーク(登録商標)を「**山口大学推奨マーク**」として、無料で使用を許可(申請手続き及び審査により)する。



推奨マーク:優良実施企業者には、申請により
山口大学推奨マークの使用を審査・許諾